

- (3) 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規程による届出について
 (4) 報告第 4 号 地目変更登録に係る登記官からの照会について

9. その他

(開会 午前 10時00分)

事務局	<p>初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから令和元年第 4 回廿日市市農業委員会総会を開会します。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、出席は本日 13 名で、欠席委員 1 名ということでございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続きまして、議事録署名委員を指名いたします。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定によりまして、8 番の岡委員さん、9 番の是佐委員さんのご両名をお願いいたします。よろしくお願いします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 16 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案といたします。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは説明申し上げます。 議案第 16 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。 それでは、座って説明をさせていただきます。 議案書は 3 ページから 4 ページ、位置図は 1 ページから 3 ページになります。 まず初めに、番号 191 番、農地の所在地は、玖島字上吉末の第 2 種農地で、登記地目は田、面積は 6 筆で、2, 417 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりで、転用理由は、資材置き場として利用するための申請です。 次に、番号 202 番、農地の所在地は、原字下河末の第 2 種農地で、登記地目は畑、面積は 1 筆で、99 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりで、転用理由は、隣接の宅地拡張のための申請でございます。 続きまして、番号 206 番、農地の所在地は、玖島字壱町田景</p>

	<p>浦の第2種農地で、登記地目は田、面積は3筆で、177平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりで、転用理由は、駐車場として利用するための申請でございます。</p> <p>いずれも書類審査後、地区担当委員と事務員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>農業委員の梶原委員。</p>
7番委員	<p>7番の梶原です。番号191番についてご説明を申し上げます。7月18日に岩木委員、事務局で現地確認をいたしました。位置図は1ページです。申請人は、玖島の出身で広島市にお住まいです。この農地は、申請人の所有地ですが、以前にも、一時転用で農地改良をするというような申請もございましたが、申請出来ず取り下げられました。建設の請負業ということで利用されており、3区画ぐらいに仕切って露天の資材置き場として活用するというので、周りに対して何ら影響はないものと思われます。また、このまま放置されたのでは、藪になり、獣の巣にもなりかねないということで、やむを得ず、これはこのまま資材置き場として整備されるのでいいのではなかろうかということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
13番委員	<p>13番の沖村です。番号202番について説明いたします。</p> <p>7月16日に岡村委員と事務局2名で現地に行ってきました。地図は2ページです。申請地のすぐ下が申請人の家になります。現在、申請地はビニールハウスが設置されておりまして、ハウスの中は家財の物置とか洗濯物の干し場として利用されております。宅地の一体的に利用ということで敷地延長として今後も継続されるようなので、転用をされるようです。別に問題はないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
堀田推進委員	<p>推進委員の堀田です。206番について説明をします。位置図は、3ページとなります。本件につきましては、7月の総会で審議していただいたものなのですが、相続人の変更ということで再申請となったものです。その内容は、地域の団地造成の際に一緒に宅地として整備されたものです。7月の折は、前の所有者から申請があったものですが、これが今の申請人に変更になりました。この2名は兄弟です。特に問題はないと思われます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今3件についてご説明を担当委員がして、初めの資材置き場の件について、梶原委員も若干悩みながら、やはり荒廃や山林化よりは良いだろうというご意見もあります。他は、担当委員も見られて、転地を「良」とするということです。</p> <p>これについて、皆さんからのご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>ご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案としますが、番号204番については、議席番号10番の木浦委員が関係する案件のため、番号119番、192番、201番、203番を先に審議をします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明申し上げます。</p> <p>議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号119番、192番、201番、203番について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は5ページ、6ページ、位置図は4ページから7ページになります。</p> <p>番号119番、農地の所在地は、津田字下内山、第2種農地で登記地目は田です。面積は3筆で、951平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりで、転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。</p> <p>次に番号192番、農地の所在地は、原字上河末、第2種農地で登記地目は田です。面積は1筆で、730平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりで、転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。</p> <p>続きまして、番号201番、農地の所在地は、上平良字河野原、第2種農地で登記地目は田です。面積は2筆で、1,010平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりで、転用理由は、資材置き場として利用するための申請でございます。</p> <p>続きまして、番号203番、農地の所在地は、玖島字南川上、第2種農地で登記地目は畑です。面積は1筆で、462平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりで、転用理由は、ス</p>

	<p>ポーツグラウンドとして利用するための申請でございます。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号119番、192番、201番、203番について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>119番は黒田委員、192は沖村委員、201番は是佐委員、203番は梶原委員、よろしくお願いいたします。</p>
<p>4番委員</p>	<p>4番の黒田です。119番について説明します。位置図は4ページです。この場所は、赤い印があるところですが、この場所の下に少し黒い線の濃いところがあります。そこも太陽光発電になっております。それで、今の申請地のところの上下は稲作になっているのですが、この現地は現在、防草シートが張っており、他の農地へ余り迷惑がかからないような状態になっていると思います。現地確認の折、業者に聞いたわけですが、現在の防草シートを張り替え、周りに迷惑がかからないようにという事でしたので、当分の間はソーラーを設置されても他の農地への影響はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>13番委員</p>	<p>13番の沖村です。192番の説明をいたします。</p> <p>7月16日に岡村委員と事務局2名で現地に行ってきました。位置図は5ページです。申請地のすぐ下にあるのが申請人の家になります。この申請地は、急勾配でもあり、整備が余りされておらず、数年も休耕田になっておりました。申請人も高齢になっておりますし、今後耕作することはないということで、太陽光発電事業者に売り渡しされることになりました。防草シートも敷かれるそうですし、申請人の家がすぐ目の前にありますので、周りに影響はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>9番委員</p>	<p>9番、是佐です。201番について説明します。位置図は6ページになります。ここは以前、大型トラックの駐車場の時は、災害時の車の置き場などに貸しておられたところで、今回は、資材置場として延長されたようなところなのですが、周りも全部貸付人の土地で、別に差し支えるところはないと思いますので、大丈夫ではないかと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>7番委員</p>	<p>7番、梶原です。203番についてご報告いたします。この議</p>

受人は、建築資材の販売会社です。位置図は7ページですが、この赤い印の前側は全て譲受人の所有地で、既に20年ぐらい前から会社の研修施設として建物があり、グラウンドも整備されています。またこの度、この進入路のそばをスポーツグラウンドとして整備されるということで、今回申請されたものです。何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。4件あります。

これについて、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。意見がないようですので、お諮りをいたします。

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号119番、192番、201番、203番について、許可することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号119番、192番、201番、203番について、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第17号ですが、農地法第5条第1項の規定による、204番について議案としますので、木浦委員、ご退席、お願いします。

＝木浦委員 退席＝

議長

204番ですね。それでは、204番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

説明申し上げます。

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号204番について、説明申し上げます。

議案書は6ページ、位置図は8ページになります。

番号204番、農地の所在地は、浅原字中ノ迫、第2種農地で登記地目は田です。面積は1筆で、360平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりで、転用理由は、駐車場として利用するための申請でございます。

書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。

以上で、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのうち、番号204番の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお願いいたします。</p> <p>古川委員、お願いします。</p>
1 番委員	<p>1 番の古川です。本件につきまして、7 月 1 8 日に正木推進委員、事務局 2 名で現地の確認を行いました。位置図は 8 ページです。赤い印の左上にお寺がございます。このお寺の駐車場をということで申請になっております。</p> <p>お寺の前は、狭い S 字カーブで、人が集まると駐車場がないということで路上駐車が連なる状況になっていました。当農地につきましては、保全管理状態で、草だけを刈ってあるということで、隣接農地についても同様な保全管理状態でございます。土地を求められる譲受人は、お寺の住職でございます。先ほど申しましたように駐車場がないということで、今回取得されて、駐車場にされるということでございます。このことによる隣接する農地あるいは近隣の農地への悪影響等はないものと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。 以上です。</p>
議長	<p>それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第 1 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてのうち、番号 2 0 4 番について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第 1 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてのうち、番号 2 0 4 番について、許可することを決定いたします。</p> <p>それでは、退席された木浦委員、自席へお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 復席＝</p>
議長	<p>それでは続きまして、議案第 1 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、番号 2 0 7 番、2 0 8 番、2 0 9 番を議案としますが、全ての番号において、議席番号 1 9 番の吉田委員が関連する案件のため、ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝吉田委員 退席＝</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局

それでは、議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、御説明申し上げます。

これにつきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予制度を受けるための適格者の証明申請でございます。

証明の可否にかかわるポイントといたしまして、「被相続人が生前に農業を営んでいたのか」、「相続人自身が継続して相続により取得した農地で農業経営を行い、適正な農地管理を行うこと」などが認められるか否かとなります。

議案書は7ページ、位置図は9ページ、10ページをご覧ください。

番号207番、農地の所在地は、大野字中津岡郷で登記地目は田です。面積は6筆で、2,257.38平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりでございます。

続きまして、番号208番、農地の所在地は、大野字郷で登記地目は田です。面積は1筆で、843平方メートルの申請で、関係者は議案記載のとおりでございます。

続きまして、番号209番、農地の所在地は、大野字郷で登記地目は田です。面積は1筆で、460平方メートルのうち390平方メートルの申請で、関係者は議案記載のとおりでございます。

書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行ったところ、農地は適正に耕作されており、適格である旨の証明は可能と考えます。

以上で、議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区委員の意見をお伺いします。

山田委員、申し上げます。

12番委員

12番の山田です。207番・208番・209番が、地図が9ページと10ページにございます。

この物件は、7月18日に事務局と一緒に現地確認をしています。所有者が亡くなったため、妻、子二人に相続をさせて、その土地を20年の納税猶予を受けるというための申請でございます。

該当の農地は、田、畑とも、耕作されておりまして、十分管理されている状態でございます。相続人の3人と亡くなられた所有者は、一緒に営農しておられました。相続後も続いて営農されるものと思われまますので、別に問題はないと思えます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。

	<p>それでは、この件につきましてのご意見、ご質問等があればお願いいたします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、適格者である旨を証明することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、適格者である旨を証明することに決定をいたします。</p> <p>それでは、吉田委員、自席へお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝吉田委員 復席＝</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第19号 非農地証明交付申請について、議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第19号 非農地証明交付申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は8ページ、位置図は11ページになります。併せてまして、議案と一緒に送付しました現地確認が添付されています議案第19号資料①もあわせてご覧ください。</p> <p>番号185番、農地の所在は、深江一丁目、登記地目は田です。面積は1筆で、574平方メートルの申請で、関係者は議案記載のとおりでございます。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第19号 非農地証明交付申請について、ご説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>山田委員、お願いします。</p>

山田委員	<p>この物件は、6月27日に事務局と一緒に現地を確認しました。これは、昔、山を切り開いたような状態で、それで畑を作ったという状況ですが、今はもう耕作もされておらず、雑木、それから、苔が茂っており、とてもまた農地に戻させるというようなことは難しいのではないかと思います。非農地扱い、山林にするべきであろうと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
	<p>《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。 議案第19号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第19号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。 それでは続きまして、議案第20号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明申し上げます。 議案第20号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について、説明させていただきます。 議案書は9ページですけれども、本日お配りをいたしましたA4の2枚物、ページ言いますと4ページございますが、議案第20号資料②をご覧ください。 今回の提案書の案を作成いたしました。少し作成に時間を要したため、本日の配付となり、大変申し訳ございませんでした。 まず、初めに資料②の1ページをご覧ください。 廿日市市の農業・農村施策に対する提案というところでございますけれども、そのページの中ほどの太字の「担い手への農地利用の集積・集約化」、「担い手の育成及び新規参入者の支援活動」、「耕作放棄地・遊休農地の発生防止・解消」、「組織体制の強化」などについて作成をいたしました。 ここで、廿日市市の農業・農村施策に対する提案書（案）を読み上げ、朗読することで議案上程とさせていただきますことをご了承ください。 それでは読み上げをいたします。</p>

まず1ページをめくっていただきまして、廿日市市の農業・農村施策に対する提案。

『本市の農業を取り巻く状況は、これまで地域の農業を支えてこられた方たちの高齢化により、これからの地域の農業を担っていく世代への交代が待たなしの状況です。

また一方で、平成30年12月には、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（P T T 1 1）が発効、日EU経済連携協定（E P A）も平成31年2月に発効、同年4月には、日米物品貿易協定（T A G）の交渉が開始されるなど、農産物をめぐる状況は本市のみならず、日本の経済や社会全体にもかかわる大きな局面を迎えることになりました。

市におかれましては、担い手の育成確保のため、新規農業経営者育成事業を継続的に実施し、軟弱野菜の安定生産化、地域ブランド化などの成果を着実に上げられています。

本委員会におきましても、耕作放棄地や遊休農地の発生防止・解消のため、また優良農地の確保・有効利用の促進のため、貸し手と借り手のマッチングを実施しているところです。

このような中、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、地域協議に関し、農地に関する位置図を活用して、農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等の情報を提供するよう務めるとともに、地域における農業者等による協議の場を実質化させるため、農業委員会の役割が明確化され、さらなる農地等の利用の最適化の推進が求められています。

つきましては、来年度に向け、「担い手の農地利用の集積・集約化」、「担い手の育成及び新規参入者の支援活動」、「耕作放棄地・遊休農地の発生防止・解消」、「組織体制の強化」、「情報の発信」について、廿日市市の農業・農村施策に対する提案を取りまとめましたので、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、農地等の利用の最適化の推進を行うため、提案書を提出いたします。併せて制度の充実をお願いします。

非常に厳しい財政状況とは存じますが、令和2年度の予算編成及び新たな農業施策の展開に反映していただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和元年10月 廿日市市長 眞野勝弘 様

廿日市市農業委員会会長 河野義刀

続いて、3ページをご覧ください。3ページのほうに具体的なことが書いてあります。

1 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 農地の集積・集約化について

担い手が減少し、遊休農地等が増加する中、農地利用の最適化を推進するためには、「人・農地プラン」の策定が必要不可欠であり、地域で継続的に話し合いを進めることが解決への糸口でもある。そのためにも、本委員会と市が連携し、地域の話し合いなど積極的かつ継続的に取り組むこと。

(2) 農業基盤整備について

農地の集積・集約化を実現するためには、圃場整備や再整備を含む農道、水路、ため池など(以下、農業用施設という。)の適正な維持管理等が絶対条件である。効率的で安定的な営農を実現するために、農業用施設等の整備・改修を計画的かつ積極的に実施すること。

2 担い手の育成及び新規参入者の支援活動

(1) 担い手の確保・育成について

(ア) 現在、実施している新規農業経営者育成事業を軸に農業所得の安定確保、技術の習得、生活課題、地域との融合など将来を担い安定した農業経営を行うために、新たな担い手育成システムの構築、ネットワークに取り組むこと。

(イ) 現在、農業委員が窓口として新規就農等の相談を受けているが、多様な担い手確保のため、本委員会と市が連携し、相談窓口のワンストップ化に努めること。

(ウ) 企業定年起農者等に対し、積極的に周知、情報提供を行うこと。

(2) 地産地消の推進について

新規就農者の農産物販路の確保のため、官民が一体となった地産地消に取り組むこと。特に地域で収穫された農作物については、官民一体となった商品開発や市内飲食店等で積極的に利用できるような新たな仕組みを検討すること。

3 耕作放棄地・遊休農地の発生防止・解消

(1) 耕作放棄地・遊休農地対策について

農村地域の過疎化や高齢化に伴い、農地の保全管理さえ困難な状況である。受託機関の創設、または個人・地域等への奨励金の交付など、新たな体制を構築すること。

(2) 有害鳥獣対策について

(ア) 有害鳥獣による被害は、依然と拡大している。特にサル你的生活圏進入はいまだ後を絶たず、農業者だけでなく市民へも甚大なる被害や恐怖を与えている。令和元年度、新たにサル捕獲おりを購入し、対策を講じているが、まだまだ不十分である。

そうした不安を取り除くためにも、さらなる捕獲おりの購入と、本市だけでなく近隣の市町と連携をとり、一体的に対策を講じること。

(イ) 有害鳥獣対策を効果的に進めるには、専門知識を有した職員等が必要不可欠である。総合的に対策施策を実施する専門的組織を新設するとともに、有害獣防除用施設設置事業を活用した補助事業について、予算配分を拡充すること。

(3) 集落営農の推進について

小規模農家や兼業農家を中心とした営農団体等を組織し、地域で農作業の共同化、機械等の共同利用を行うことは、高齢化や担い手の不足が進行している地域では有効な一つの

方策であると考えている。

営農の効率化を図り、また担い手育成が推進できるようにし、JA等が研修指導を行い、組織が安定するまで補助助成制度を新設すること。

4 組織体制の強化

(1) 組織の強化体制について

現在、農業を取り巻く環境は多種多様な課題を抱え、簡単には解決できない状況下であり、長期的に取り組む必要がある。今ある農林水産課の一係である農業振興係を課とし、職員の増員を図り、農業委員会と連携しながら農業施策を展開する必要がある。これからの地域農業の発展のためにも組織体制の強化を図ること。

5 情報の発信

(1) 情報発信について

農業施策各種事業の補助制度や内容、活用方法について、地域農業者等を対象とした説明会や意見交換会を定期的に行い、広く周知すること。

6 その他

(1) 都市部の農地の活用方法について

市街化区域の農地では、高額な税負担により営農が継続できず売却し、年々農地が減少しているため、都市部の消費者にとって身近な市街化区域内の優良農地の新たな保全・活用策を構築するとともに、都市部農家の固定資産税などの軽減措置を講ずること。

(2) ため池の管理について

ため池は営農に不可欠な一方、利用廃止などにより、土砂の堆積など適正に管理されず、危険にさらされているため池も少なくない。昨今の異常気象等によるため池の決壊等が危惧される中、ため池の定期的な保全管理を行い、市民等に対して適切な情報提供を実施すること。』

以上が、施策提案で（案）でございます。

今回と次回の総会でこの提案について、審議をしていただき、10月に市長、議長へ提案書を提出したいと考えております。

以上で、議案第20号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から農業・農村施策に対する提案書、これ皆さんからの意見を集約してまとめたものでございます。先般の職代と事務局との会議でも若干協議し、また今日成案とし、皆さんにお渡ししておりますけれども、事務局が説明しましたように、この案件については、議案と一緒に提案書が送付されていませんでしたので、再度またお帰りになって十分な検討をされまして、本日でも、もちろん審議していただければ幸いです。9月の総会の時まで、また本日の支部長会議等もありますので、そこらでも

若干打ち合わせをしながら、今回の、令和2年の市の農業施策に対する予算編成等をお願いをしたいということを10月に市長、議長にも申し上げたいとこのように考えているところです。

例年のことをございますが、なかなかそう言いましても、予算の範囲内ということですが、予算範囲内がやはり必要な分としての新しい提案があれば市長にもいつも言っているわけですが、十分に財政状況等ご検討されて農業者のための予算編成をしてくださいと言っておりますが、こういう形を出していきたいし、また進めていきたいと思っておりますので、皆さんのご意見を拝聴したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これ以外にもご意見等があれば、まだ時間もありますので、修正といいますか、新たに加えながら、またこれへ付加していきたいと考えております。

本日のところ、これでよろしいでしょうか。

本当にそうは言っても、農地が荒れて、耕作放棄地が、特に佐伯地域では目立っており、大変困っているところです。特に、県道周辺等でもかなり目につくものがあるわけです。余談ですが、事務局長のことですが、県道の側の耕作放棄地をボランティアで刈り払い機で刈っているのを私の目で2回目撃・確認しております。組織がどうあるのかということも、どうしていくのか、グループを編成して少しでも管理するのか、市の予算編成のなかで、個人の財産ではございますが、公のものをどこまで手が入れられるかどうかということもありますし、また協議をしていきたいと思っております。

この議案20号、今日はこれでよろしいでしょうか。

《委員より異議等なし》

議長

それでは、この件につきましては、次回、継続審議とさせていただきます。よろしくお願ひします。

続いて、報告事項に入ります。報告第1号 農地法第4条第1項の規定による許可処分取り消しの専決処理について、報告をします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項の規定による許可処分取り消しの専決処理について、御報告をいたします。

議案書は10ページ、位置図は3ページになります。

今回の報告は、令和元年7月5日に許可処分を行ったものについて、令和元年7月10日に処分取り消しの通知をした1件でございます。

内容につきましては、議案記載のとおりで、関連議案として4ページの議案第16号の番号206番があります。

こちら、取り消し事由ですが、相続人の錯誤による取り消しということでございます。

	<p>以上で、報告第1号 農地法第4条第1項の規定による許可処分取り消しの専決処理について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局がただいま説明しましたが、これについて質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項の規定による許可処分取り消しの専決処理について、報告を終わります。</p> <p>続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明を申し上げます。</p> <p>議案書は11ページ、12ページ、位置図は12ページから15ページになります。</p> <p>今回の報告は、令和元年6月12日から7月11日までの間に受理した5件でございます。</p> <p>議案の朗読は省略させていただきますけれども、番号163番ですけれども、こちら既に土地の一部に対し、土砂搬入による転圧工事を行っていたため、始末書が提出をされております。</p> <p>続いて、番号180番、前の所有者が既に進入路として使用していたため、顛末書が提出されております。</p> <p>続いて、番号181番ですけれども、既に土地の一部に対して工事を着工していたため、始末書が提出をされております。</p> <p>続いて、番号188番ですけれども、既に駐車場として使用されていたため、始末書が提出をされております。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出について、報告を終わります。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。</p>

事務局	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は13ページから16ページ、位置図は13ページから16ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和元年6月12日から7月11日までの間に受理した10件でございます。</p> <p>議案の朗読は省略させていただきますけれども、番号156番、既に宅地として使用していたため、始末書のほうが提出されております。</p> <p>続いて、番号175番、既に進入路として使用されていたため、始末書が提出をされております。</p> <p>続きまして、番号177番、こちら既に宅地として使用されていたため、始末書が提出をされております。</p> <p>番号189番、190番は関連議案で、個人住宅建設のための申請でございます。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局から説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>山田委員。</p>
12番委員	<p>報告のところで最近非常に、始末書とか顛末書等が多いわけですが、この届出が出てから現地を見に行ったら、すでに工事をしているということが、もう何回もあります。そのために始末書や顛末書を出すわけですが、その始末書、顛末書の記入年月日の書いていないものもあります。このような物件が非常に最近多いというような気がしております。もう少し、受け付けるときに気をつけて、許可は何日後になりますよと、それまでは工事したらいけませんよということを、当然知っているはずの業者ばかりなのですが、指導、周知徹底してもらいたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>貴重なご意見です。</p> <p>いつもある案件でもあるわけですが、事務局。</p>
事務局	<p>2週間ぐらいかかりますよというのをお話はさせていただいております。それと、工事には、着工は許可が出てからという話もさせていただいておりますが、そういうケースについては、もう一度、係の中で話をして十分話を申請者にさせていただくよう</p>

	<p>にします。</p> <p>ただし、もう申請時に現況が駐車場とか、いわゆる顛末書になっているものについては、そういう事例もありますので、それと今のお話のある事例については、区分しながら対応させていただきたいと思いますので、ご理解をお願いします。</p>
1 2 番委員	<p>その辺は、正しく手続きをしてもらえとは思ってはおりますが、業者もそれぞれです。このようなことは、もう本当に腹立たしく思います。</p>
委員	<p>提案ですけれど、農業委員会へ書類提出して許可まで2週間後から、工事してくださいという文書等を渡していただけたら思うのですが、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>その件につきましては、今の、許可後のものについては渡せませんが、今から農地地目等を変えるものについては、渡す方向でさせていただきます。</p>
議長	<p>今の報告だけに限らず、4条、5条でもあります。現地におられる、現場の近くにおられる農業委員、推進委員がやはり、これはまだ許可が出ていないのに、工事をもう着工されるというのがありますので、お互いに各委員で、十分精査といいますか、現場で気がつかれたら事務局なり、また業者にも注意するなど、いろいろしていただかなくてはいけないと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、3号について、ほかにご意見ございませんか。ありませんか。</p> <p>ないようですので、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>報告第4号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第4号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は17ページ、位置図は22ページになります。</p> <p>広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、番号184番でございます。こちら過去に転用許可等はなく、転用時期は不詳でございます。許可を得る必要があるが許可を得ていない案件で、既に駐車場として利用されているため、非農地として処理する旨の回答をいたしました。</p> <p>以上で、報告第4号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局が説明をいたしましたので、これにつきまして、</p>

	<p>質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>山田委員。</p>
1 2 番委員	<p>この物件は、非常に昔からもう長い間駐車場として利用している宮島口の駅の裏です。競艇の駐車場に使っているのだらうと思うのですが、これは地目変更の登記官からの照会ということで戻るので、以前、農転はされていなかったかどうか、ここは農地かどうかというの確認のためですか。これは、どういうことなのでしょう。</p>
事務局	<p>本人はもう非農地であるということは知っていると思います。所有者が法務局に申請をして、法務局が状況を確認するために、市に対して、今の現況はどうですかということと、昔転用された履歴はありますかということを確認してくるものです。市としては、現地確認をして、今はもう駐車場になっていますよというのを報告する格好になっています。</p>
1 2 番委員	<p>ただそれだけですよね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
1 2 番委員	<p>もう何十年も駐車場に使っておいて、今になって農転をしたら、照会があったのでしょうか、何のために今になって農転し、提出したのかと思います</p>
事務局	<p>それは多分、所有者を変更するためです。</p>
1 2 番委員	<p>そうかもしれませんね。照会の書類に「転用されていない時に、原状回復命令が発せられる見込みがあるかどうか」という記載があり問い合わせが来ているので、農地でない状況にされている場所に、もし、原状の回復をお願いしたらどうなりますか。</p>
事務局	<p>それは何年されているかにもよりますし、そこを今見ているのに、止めるということはできると思います。けれども、前の太陽光発電のときに県に確認はしているのですが、圃場整備なら原状回復をなさいよというのはありますが、第2種農地以下の農地は、原状回復するまでの法的根拠がないとお伺いしています。それは、逆に市がそこまでやってしまうと、違う問題が出てくるかと思っています。</p>
1 2 番委員	<p>そうですか。わかりました。</p>
事務局	<p>どちらにしろ、前から話しておりますように、もう昔から転用していて、たまたま、家を建てるとかでその造成とか上物で、お金を借りる必要があり、それをどうしても抵当に入れるようにな</p>

議長

るので、地目変更というのは絶対的な条件になると思います。今までのような状況下の中で、そこをどこまで確認するかということはもちろんありますが、そこまでは手が回っていないという現状もあります。今の現状では、うちに申請があれば非農地証明で出すのではなくて、もう一回4条、5条で許可を出して頂く、なおかつ、顛末書なり始末書なりを出していただくという方向で整理はさせていただいています。それが、市に出てきたのか、申請者が法務局側に行った違いだと思います。委員の皆さんのお気持ちはよく分かりますが、ご理解をお願いします。

事務局が説明したとおりでございます。登記官からの照会ということで、報告第4号 地目変更登記に係る登記官からの照会については、報告を終わります。

いろいろ、顛末書、始末書のこと、農地法の転用等がありますが、ここの本庁の事務局もあります。各支所にしても、それぞれ事務局もおられますので、地域にとってもいろいろな転用等、また許可が来ていない時に工事に入るということも目を光らせながら本庁との連絡をしていただきたいと思います。

当然、我々委員としても、よく確認し合いながら、情報提供しながらということではいけなないと思います。

以上で、議事を終わります。

委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。次回の第4回農業委員会総会は、9月4日（水）午前10時から廿日市市役所7階会議室です。

（閉会 午前11時30分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（ 番委員）

廿日市市農業委員会委員（ 番委員）